

理事・ブロック長の選出方法及び役員・代議員の就任年齢にかかると 会則及び施行細則の一部改正案

都道府県協会等からの意見を考慮のうえ、改正内容について慎重に検討し、会則及び施行細則の一部改正案をとりまとめた。

【改正理由】

- 組織の活性化・永続性、事業継承の円滑化のため、新しい人材を継続的に役員に登用する規定整備が必要であること。
- 現行会則では「都道府県協会等代表者」は「都道府県協会等が定める規程等に基づき選任された者」として、①会員、入会、会費、ブロック長の互選等の職務を行う者と、②理事に選出される者、が必ずしも一致しない例があるため、「都道府県協会等代表者」及び「理事」の位置付けを整理する必要があること。

（参考）

- ・全専各連は任意団体ではあるものの、社団法人格をもつ都道府県協会等で構成されていることから、平成17年の文部科学省通知（公益法人等に対する、在任年齢を含めた役員規程の整備要請）の主旨を踏まえた対応の必要性についても考慮すべきとの意見があること。

【改正のポイント】

- 役員・代議員の就任年齢を「就任年度4月1日時点で満70歳以下」とすること（但し監事の中で「会員以外の者」については年齢を特に定めない）。
- 「理事」は会員の中から都道府県協会等が推薦する者（本改正案の就任年齢要件を満たす者）とすること。
- 「ブロック長」は都道府県協会等代表者の協議により推薦された者（本改正案の就任年齢要件を満たす者）とすること。

【会則の一部改正案】

現 行	改 正 案	改正内容・意見との関係等
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項に定める都道府県協会等の代表者(以下、「都道府県協会等代表者」という。)は、都道府県協会等が定める規程等に基づき選任された者とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第15条</p> <p>4 理事は都道府県協会等代表者をもってこれに充てる。ただし、会員校数が100校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が100校を超える都道府県協会等にあつては、100校につき1名及びその端数につき1名を加算する数の理事を選出する。なお、この外に、会長が理事5名以内を指名することができる。</p> <p>5 監事は、常任理事会において推薦された候補者の中から総会において選任する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>3 <u>※改正なし</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第15条</p> <p>4 <u>理事は、都道府県協会等に所属する会員の</u> <u>中から都道府県協会等が推薦する者(第16条</u> <u>第1項の年齢要件を満たす者に限る。)</u>とし、会員校数が100校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が100校を超える都道府県協会等にあつては、100校につき1名及びその端数につき1名を加算する数の理事を選出する。なお、この外に、会長が理事5名以内を指名することができる。</p> <p>5 監事は、常任理事会において推薦された候補者の中から総会において選任する。</p>	<p>◆意見『県の代表者は「会長」だけではないため、従来通り「都道府県協会等代表者」とするべき』を反映。</p> <p>※第15条第4項「理事」の選任：「都道府県協会等代表者」を「都道府県協会等が推薦する者」と規定(代議員の推薦と同様、機関決定による推薦とした)。</p>

<p>6 監事は、監事以外の役員又は第25条第1項に定める代議員（以下、「代議員」という。）を兼ねることができない。また、監事は相互に3親等以内の親族、同一都道府県協会等の会員又は同一学校法人の関係者等、特殊な関係にあるものであってはならない。</p> <p>（役員の任期）</p> <p>第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>6 <u>監事の候補者は、この会の監事として適任と認められる者とし、会則第6条に定めるこの会の会員（監事を除く会則第13条に定める役員及び会則第25条に定める代議員を除く。）及び会員以外の者（会則第18条に定める職員を除く。）のうちから選出することができる。</u></p> <p>7 <u>監事は相互に3親等以内の親族、同一都道府県協会等の会員又は同一学校法人の関係者等、特殊な関係にあるものであってはならない。</u></p> <p>（役員の就任年齢及び任期）</p> <p>第16条 <u>役員就任（補欠又は増員による役員就任を含む。）時の年齢は、就任年度4月1日時点で満70歳以下とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なおその職務を行う。</p>	<p>※施行細則第2条「監事の選任」を会則第15条6項に、第6項の一部を第7項に規定。</p> <p>※会則第16条「役員の任期」：「役員の就任年齢及び任期」と変更し、「就任時の年齢を就任年度4月1日時点で満70歳以下」と規定。</p>
---	---	--

<p>(代議員の推薦)</p> <p>第25条 代議員は、都道府県協会等に所属する会員の中から都道府県協会等が推薦する者とし、会員校数が30校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が30校を超える都道府県協会等にあつては、30校につき1名及びその端数につき1名を加算した数とする。</p>	<p>4 <u>本条第1項の規定にかかわらず、第15条第6項に定める、会員以外の監事候補者については、就任時の年齢を特に定めない。</u></p> <p>(代議員の推薦)</p> <p>第25条 代議員は、都道府県協会等に所属する会員の中から都道府県協会等が推薦する者<u>(第16条第1項の年齢要件を満たす者に限る。)</u>とし、会員校数が30校に満たない都道府県協会等にあつては1名、会員校数が30校を超える都道府県協会等にあつては、30校につき1名及びその端数につき1名を加算した数とする。</p>	<p>※会則第16条4項の追加: 第15条6項の監事候補者の中で「会員以外の監事」に就任時の年齢を特に定めないことを規定。</p> <p>※会則第25条第1項「代議員の推薦」: 「理事の選任」と同様に第16条第1項の年齢要件を規定。</p>
---	---	--

<p>(ブロック長)</p> <p>第42条</p> <p>2 ブロック長は、当該ブロックにおける都道府県協会等代表者の互選によって定める。</p>	<p>(ブロック長)</p> <p>第42条</p> <p>2 ブロック長は、当該ブロックにおける<u>都道府県協会等代表者の協議により推薦された者(第16条第1項の年齢要件を満たす者に限る。)</u>とする。</p>	<p>※「ブロック長(第42条第2項)」の選出方法： 「都道府県協会等代表者の互選」を「都道府県協会等代表者の協議により推薦された者」と変更。</p> <p>◆意見『「都道府県協会等代表者の互選」とされている、ブロック長の選出方法については、就任年齢要件との整合性が図られた規定にすべき』を反映。</p>
--	---	--

【会則改正後の施行細則改正案】

現 行	改 正 案	改正内容
<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、会則第52条の規定に基づき、会務の円滑な執行に資するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(監事の選任)</p> <p>第2条 会則第13条第5号に定める監事の候補者は、この会の監事として適任と認められる者とし、会則第6条に定めるこの会の会員（以下、「会員」という。監事を除く会則第13条に定める役員（以下、「役員」という。）及び会則第25条に定める代議員を除く。）及び会員以外の者（会則第18条に定める職員を除く。）のうちから選出することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この細則は、会則第52条の規定に基づき、会務の円滑な執行に資するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(監事の選任)</p> <p>第2条 会則第13条第5号に定める監事の候補者は、この会の監事として適任と認められる者とし、会則第6条に定めるこの会の会員（以下、「会員」という。監事を除く会則第13条に定める役員（以下、「役員」という。）及び会則第25条に定める代議員を除く。）及び会員以外の者（会則第18条に定める職員を除く。）のうちから選出することができる。</p>	<p>※施行細則第2条「監事の選任」を会則第15条6項に規定し、以下の条文を繰り上げ。</p>

(重要な資産)

第3条 会則第19条第2項第5号に定める重要な資産とは、財産目録に計上される固定資産のうち、会則第19条に定める総会(以下、「総会」という。)議決時点における時価又は評価額が1件500万円以上のものとする。

(常任理事会、正副会長会議及び課程別設置者別代表者会議の招集)

第4条 会則第27条に定める常任理事会、会則第28条に定める正副会長会議及び会則第34条に定める課程別設置者別代表者会議(以下、「課程別設置者別代表者会議」という。)は、会則第13条第1号に定める会長(以下、「会長」という。)がこれを招集する。

(重要な資産)

第2条 会則第19条第2項第5号に定める重要な資産とは、財産目録に計上される固定資産のうち、会則第19条に定める総会(以下、「総会」という。)議決時点における時価又は評価額が1件500万円以上のものとする。

(常任理事会、正副会長会議及び課程別設置者別代表者会議の招集)

第3条 会則第27条に定める常任理事会、会則第28条に定める正副会長会議及び会則第34条に定める課程別設置者別代表者会議(以下、「課程別設置者別代表者会議」という。)は、会則第13条第1号に定める会長(以下、「会長」という。)がこれを招集する。

※以下、繰り上げ

(参考資料)

「都道府県協会等会長（理事長）ならびに理事の位置付け及び役員・代議員の就任年齢に関する会則及び施行細則の一部改正」にかかる意見募集結果（概要）について

意見募集実施日：平成21年3月10日（火）～5月11日（月）

意見提出方法：電子メール、ファックス

質問及び回答

意見提出状況

意見なし＝31団体、意見あり＝16団体

代表者の名称

会長＝40団体、理事長＝7団体

都道府県協会等からの選出理事の平均年齢

62.7歳（47都道府県・59名）